

館山

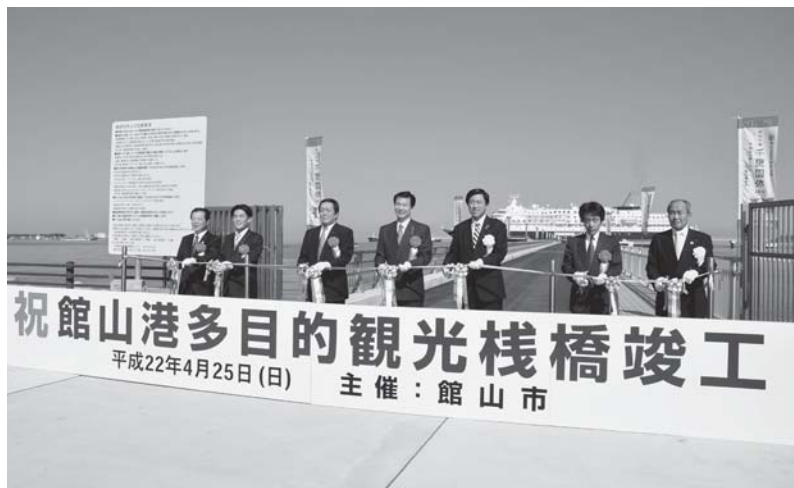
会議所だより

会議所は企業の要、地域の灯

2010 5

会員数1,003名

●昭和51年7月10日 第3種郵便物認可●平成22年5月10日発行(毎月1回10日発行) 第509号●発行所/館山商工会議所●編集発行責任者/専務理事 山本佳幸●〒294-0047 千葉県館山市八幡 821 ●TEL0470-22-8330 FAX0470-23-4011 ●印刷所/株式会社 集賢舎●定価 1部 20円(購読料は会費に含まれています)



祝 竣工：館山港多目的観光棧橋とにっぽん丸

確実な事業経営に、「マル経資金」をご活用ください！
利子補給制度もスタートしさらに有利に！

新会員を募集しています
～皆様のお知り合いをご紹介ください～

ちょっとひといき 休暇分散のあれこれ

経済底流を読み解く
中国のリスクに油断は禁物、今後は“バブル”が鍵に…
新興国ビジネスに重要な政府の役割

市内共通商品券で地域活性化を！
～エコポイント交換商品としてもご利用いただけます～

青年部が4月総会を開催

商工会議所検定試験のご案内

無担保、無保証人、低利子で融資

～マル経融資制度～
利子補給(1%)制度が創設されました！

マル経融資制度は、小規模事業者の皆様の経営改善に必要な事業資金を館山商工会議所の推薦により「(株)日本政策金融公庫」から借りられる国の制度です。

担保、保証人	不 要
保証協会の保証	不 要
貸付限度額	1,500万円含む)
返済期間	10年以内 (*運転資金は7年以内)
利 率	年 1.95% (平成22年5月1日現在)
融 資 対 象	小規模事業者：従業員20人以下 (商業、サービス業は5人以下)

※ご利用の際には各種要件がございますのでお問い合わせください。☎ 22 - 8330

確実な事業経営に、手続き簡単な

「マル経資金」をご利用ください！

～館山市による利子補給制度もスタートしさらに有利に！～

マル経（小規模事業者経営改善資金融資制度）とは、小規模事業者の経営改善を促進し、経営の健全化を図るために作られた国の融資制度です。担保も保証人も不要で、低金利でご利用いただけますので、毎年多くの事業所の皆様にお申込をいただいております。必要な資金を、商工会議所の推薦で、㈱日本政策金融公庫から融資を受けられる制度となっておりますので、資金調達・資金繰りをお考えの際には「マル経融資」をご検討ください。

ただし、マル経制度をお申込いただくには、商工会議所による6ヶ月以上の経営指導が必要となりますので、早めの対応・ご相談をお願いいたします。

〈借入限度額〉

1,500万円

〈資金使途〉

◆運転資金および設備資金
◆運転資金：仕入・買掛・手形決済資金、給与・ボーナスの支払、諸経費の支払等
◆設備資金：工場・店舗改装資金、車両購入、機械・設備・什器の購入等

〈ご利用条件〉

次の条件をすべて満たしている方がお申込をいただけます。

◆従業員（家族従業員・パートタイマー・法人の役員を除きます）が商業・サービス業では5名以下、製造業では20名以下の小規模事業者

◆館山商工会議所の経営指導を6ヶ月以前から受けている方

◆納期の到来している所得税（法人税）・事業税・住民税を完納している方

◆㈱日本政策金融公庫の非融資対象業種ではないこと

〈融資期間〉

◆運転資金7年以内・設備資金10年以内

※据置期間は運転資金で1年以内、設備資金で2年以内

〈お申込方法〉

お申込の際には、次の書類が必要です。ご不明な点は事前に電話でご相談ください。また、これ以外にも書類をご提出いただく場合があります。

◆法人企業の方

税務署に提出した税務申告書（控）2年分（決算書・確定申告書）、法人の登記簿謄本、法人税・事業税・県市民税の領収証書または納税証明書、見積書または契約書（設備資金の場合）、借入金返済表（借入がある場合）、試算表（決算後6ヶ月以上経過している場合）、法人代表者印

◆個人企業の方

税務署に提出した税務申告書（控）2年分（決算書・確定申告書）、所得税・事業税・県市民税の領収証書または納税証明書、見積書または契約書（設備資金の場合）、借入金返済表（借入がある場合）、試算表（決算後6ヶ月以上経過している場合）、個人実印
※法人企業・個人企業とも、

〈その他〉

マル経の借入には担保は必要ありません。保証人も保証協会の保証も必要ありません。金利は変動することがあります。（1.95%、平成22年5月10日現在）

〈利子補給制度〉

さらに、マル経融資に『年1%の利子補給制度』がスタートいたしました。

この制度は館山市により、経済状況の悪化等で厳しい経営環境にある小規模事業者の返済負担の軽減を図るため、平成21年1月1日以降にマル経（小規模事業者経営改善資金）融資制度に伴う資金の融資を受け、かつ、市税を完納している方（法人にあつては代表者を含む）に対し、館山市より1%の利子補給が受けられます。

利子補給期間は、融資実行後3年以内です。

※一部、非融資対象業種がございます。詳細につきましてはご相談、お問い合わせは館山商工会議所（TEL22-8330）まで。当所会員でない方もお気軽にご相談ください。

物流コストを見直しませんか!?

房総の物流プランナー&パートナー

- ・路線、地域内宅配
- ・引越、貸切、積合わせ
- ・コース配送、他

AwaExpress

安房運輸株式会社

電話:本社 0470-22-0165
館山 0470-27-6151

本・教科書・文具・ファンシー



MIYAZAWA

TEL 0470-23-7771

●営業時間 9:00AM~8:00PM
(年中無休)

新会員を募集しています

皆様のお知り合いをご紹介ください

商工会議所とは、法律（商工会議所法）に基づいて設立された、わが国唯一の地域総合経済団体です。

事業規模や業種を問わず、全ての商工業者を基盤とし、地域経済の振興ならびに地域社会の振興を図ることを目的として大きな役割を果たしています。

商工会議所は、現在全国各地に500余、県内には21の会議所があり、会員をその事業活動の推進母体としていますが、法律により「地域内すべての商工業のバランスの取れた発展を図る」という使命も課せられています。そのため、極めて公共性の高い団体として営利や特定者の利益を目的とせず、地域商工業者の振興のため、直接・間接に皆様のメリットにつながるような事業に取り組んでいます。

- ◇行政への建議・要望・意見活動
- ◇情報収集・提供
- ◇会員交流
- ◇人材育成
- ◇労働・求人支援
- ◇経営相談
- ◇会員の福利厚生

そこで当会議所では事業活動を一層強化するために、**工業者**はもとより、**広く商業者以外の方も商工会議所事業の運営にご参加頂けるよう、会員資格を大幅に拡大致しました。**会員の皆様のお知り合いを是非ご紹介下さい。会員資格は以下のとおりです。

（館山市内で自己の名を

- もつて事業活動を行う個人
- ①医師②歯科医師③助産師④弁護士⑤公認会計士⑥司法書士⑦税理士⑧行政書士⑨弁理士

会議所窓口相談



商工相談日
金融相談日

毎週水曜日

毎月第3金曜日

・日本政策金融公庫（10時～12時）

（電話相談随時
お気軽にご連絡下さい）

法律・税務・商工相談

- 法律 千葉県産業振興センター
- 税務 齊藤 晃夫 先生
早川 進 先生
小林 康男 先生



ご相談のときは事前にご連絡下さい。

（館山市内で

事業活動を行う団体

- ①協同組合②信用金庫③労働金庫④公社⑤経済関係団体⑥医療法人⑦社会福祉法人⑧弁護士法人⑨監査法人⑩税理士法人⑪特許業務法人⑫産学連携商工会議所事業等に係る学校法人⑬地域経済の発展、教育・文化・学術の振興、医療・福祉の増進等に資する財団法人⑭地域経済の振興等に資する中間法人⑮まちづくり・教育・文化・医療・福祉等の活動を行う特定非営利活動法人⑯観光資源等として地域経済の発展に貢献する宗教法人
- ※入会については、館山商工会議所（TEL22-8330）までお問い合わせ下さい。

ちよっここいき

休暇分散のあれこれ

政府の観光立国推進本部が、全国を5ブロックに分けて、5月のゴールデンウィークなどに集中している連休を、地域別に分散させる試案をまとめた。春と秋の2回、5連休を地域ごとに時期をずらして順番に設定することで、鉄道の混雑や道路渋滞が緩和され、潜在していた観光需要を掘り起こして消費喚起や雇用増に結びつけることが狙いだ。ただし、年間の休日数は変えないため、祝日の一部は休みでなくなる。

対意見もある。また、産業界からは、全国一律の休日でないことによる経営効率の低下や資金繰りへの悪影響を懸念する意見が出るなど異論も少なくない。

は気候の違いも大きいので、連休が分散すれば確実に観光客が増えるという歓迎の声が上がる一方、本来儀式を執り行う祝日が休みでなくなれば精神文化が後退するという反響も懸念される。日本列島

なぜこういう試案が提示されたのか。それは一斉に休む以外になかなか休みがとれない実態があるからだろう。インフラは整っているのに、土日だけでは遠出ができない現実を何とかしたいとの思いだろうが、有給休暇をしっかりと取る外国人にはきつと奇異に映る。

日本のサラリーマンは勤勉で責任感も強い。彼らが休みを取らないのは、皆が一斉にという社会風土も反映しているが、周囲が忙しいときに休暇を申請すればそれが本人の「債務」になってしまうからだろう。こういう債務はなかなか返済の機会がない。だからなるべく債務者にならないように努めるのである。

観光庁は、京都市や福岡市などで休暇分散の実証事業を実施することを決めた。制度という固いものを変えるのは大変だが、風土という領域に踏み込むのはもっと大変だ。



経済底流を読み解く◆◆◆

中国のリスクに油断は禁物

～ 今後は“バブル”が鍵に… ～

中国人民銀行は1月12日、市中銀行に適用する預金準備率を0.5%引き上げると発表。預金準備率制度とは、市中の銀行が受け入れた預金の一定割合を、強制的に中央銀行に預託させる仕組みだ。そのときに使われる割合が預金準備率で、中央銀行が政策的に決めることになっている。

1月の措置は、市中の金融機関が中央銀行に預ける資金を増やすことで、金融機関の貸し出し余力を抑えることが目的だ。中国人民銀行は、そうした手段を取ることで、株式や不動産の市場で発生している“バブル”を抑えることを考えたのである。この措置は、今後、中国が金融政策を引き締め型へと転換する第一歩と考えられる。これから、段階的に金融政策の変更を鮮明化すると予想され、中国関係の経済専門家の中には、「早ければ、3月以降に金利の引き上げなど本格的な引き締め策が実施される」との見方も出ている。

中国人民銀行の発表に対し



て、初動動作として中国を含む世界の株式市場が軟調になる局面はあったものの、その後、金融市場は中国当局の措置を落ち着いてとらえており、大きな変動は発生していない。ただし、中国における金融政策の変更の影響を過小評価することは適切ではない。中国経済の動向は、世界全体の経済や金融市場に大きな影響を与える可能性があるから。

わが国の輸出動向を見るまでもなく、中国は世界経済に

とって最も重要な国の一つであることに間違いはない。問題は、その中国で明らかにバブルが発生していることだ。そして、中国の政策当局にとつては、いかにしてその“バブル”に対処していくかがポイントとなる。

時間を掛けて、緩やかに“バブル”をつぶすことができれば、世界経済に与えるマイナスの要因は小さくなる。一方、政策当局の意図に反して、急速に崩壊するようなことがあれば、その影響は計り知れない。

そうしたリスクは、以前から、経済専門家のみならず商社などの実務家からも指摘されていた。中国経済の最前線で活動する実務家からの警鐘は傾聴に値するだろう。中国人民銀行の政策変更は、その“バブル”のリスクが、いよいよ放置できないところまで大きくなっているという認識を示したものである。

そうしたリスクに対する見解は、楽観派と慎重派の真つ二つに分かれている。

楽観派は、多くの人口を抱える中国の高成長を考えると、一時的な“バブル”崩壊に伴う調整はあるかもしれないが、それによって勢いがついている中国経済が失速する可能性は低いと見る。一方、

慎重派は金融市場の機能が未成熟で、しかも政策運営の実績の少ない中国の政策当局が、うまく“バブル”に対処できるかに疑問符を付ける。ある商社の中国駐在員は、「中国の経済は、今でもこわごわの状態。これからの展開は手放しで明るいとは言えない」と指摘していた。それは、

中国経済の実態に精通した人の言葉だけに、十分な重みがあるはずだ。中国経済には、現在のわが国では考えられないような大きな可能性があることも確かだが、その一方、大きなリスク要因も潜んでいることを頭に入れておく必要があるかもしれない。

新興国ビジネスに重要な政府の役割

～ わが国の企業を成長させることが大切！ ～

現在の世界経済を見回すと、欧米などの先進国の重要性が低下する一方、中国、インド、ブラジルなどの新興国が存在感を増している。

あり体といえば、世界経済の中心は、西から東に移っているのである。そうした動きに合わせて、世界の主要企業は既に発想を転換して、新興国向けビジネスに注力する姿勢を明確にしている。

その意味では、今後の景気動向を占う上で、新興国向けビジネスを伸ばすことができるか否かが重要なポイントになる。特に、わが国のように、国内の消費などが大きく盛り上がるのが期待しにくい国では、新興国向けのビジネスの成否が、景気のかかれ目に

なる可能性が高い。

ただし、やみくもに新興国に製品を輸出すればいいというものではない。既に、中国やインド、ブラジルなどは、かつてのわが国のような高度成長期に入っており、単純な製品であれば、十分につくることができる。しかも、それらの国では資金水準が低いため、自国でつくる方がコストはかからずに済む。

わが国の産業界を見ると、新興国ビジネスに有利な条件がある。最も大きな要素は、わが国企業が高技術力だ。この技術力をうまく使つて、新興国が必要とする製品や素材などをつくらせて輸出すれば、相応の収益力を確保する事が可能になるはずであ



る。特に、新興国は今後、橋や道路、地上デジタル基地の建設など、インフラ投資が必要になる。そこに、わが国の企業は大きなチャンスを求めることができる。

ただし、多くの有力企業が新興国向けビジネスに注力しているため、競争が一段と激化していることはいうまでもない。その中で勝ち残るためには、個別企業の努力も重要だが、それと同時に、政府の果たす役割が大切になる。

最近の新興国のプロジェクトは多くの場合、複合型になってきている。例えば、新幹線網をつくる場合でも、単純に電車やレールだけではなく、それに必要な発電所や、列車の運行をサポートするシステム

ムなどを同時に提供することを求められる。そうしたケースでは、企業が連携して相手の要請に応えるのが基本だが、欧州諸国などでは、政府が首頭を取って提携企業を取りまとめたり、相手国へ資金を提供したりするケースが目立っている。国を挙げて、新興国向けビジネスを推進しているのである。

わが国も、それらの国に負けては行かない。現在の民主党政権ができてから、既に約5カ月がたつ。今までの政策運営を見てみると、子ども手当など家計部門へのベネフィット(利益)の提供に関心がいつて、企業を成長させる視点がやや欠けているように見える。家計に対するベネフィットは重要だが、その原資を稼ぎだすためには、どうしても、わが国の企業が強くなる必要がある。

今のままでは、民主党政権が中・長期的に、わが国の人々を幸福にすることはできない。新興国をめぐる国際競争が激化している中、国が果たすべき役割を十分に理解して、企業間の連携の仲介役や、政府間援助の活用、さらには、輸出代金に対する貿易保険の供与などを、今後、さらに強化するべきではないか。

〈市内共通商品券で地域活性化を！〉
「E」ポイント交換商品としてもご利用いただけます

館山市商業協同組合(代表理事 廣井武雄)では、市内共通商品券を発行し、地域経済の活性化や顧客の利便性向上・地域外への流出防止を目指しています。

最近では、贈答用のみならず日頃のお買物にも多数のお客様にご利用をいただき、大変好評をいただいております。

加盟店の皆様には、お客様が気持ち良く商品券の利用ができるようあらためておねがいたします。



さらに組合では、加盟店を募集し、より一層の利便性向上を目指して活動しています。

この共通商品券の特徴は、

- ①販売手数料 加盟店が共通商品券をご購入いただいた際には、組合より加盟店に2%の販売手数料をお支払いいたします。
 - ②交換手数料 加盟店が使用済み商品券を換金される場合には、組合に5%の交換手数料をお支払いいただきます。
 - ③半券サービス 再流通を防止するため、半券切り取り方式を採用。お客様は、半券5万円分で、500円の商品券と交換することができます。
- 以上のようになっており、加

盟店や消費者はもちろん、地域にとっても有益なシステムとなっておりますので積極的に活用をお願いいたします。

なお、昨年開始された、『家電エコポイント交換商品』としても引き続きご利用いただけます。また、本年より開始された『住宅エコポイント交換商品』にも対応しておりますので獲得されたエコポイントは是非、市内共通商品券に交換して、地域商店でご利用下さい。(グリーン家電エコポイントの交換申請に関するお問合せは、TEL 0570・064・322まで、住宅エコポイントの交換申請に関するお問合せは、0570・064・717まで)

※商業協同組合への加入等に関するお問い合わせは、館山市商業協同組合事務局(TEL 22・8330)まで

宝石・メガネ一筋、地域の皆様と共に。



宝石・メガネ コバヤシ

館山本店 22-8881	館山銀座店 23-5511	ロックシティ店 24-2010
-----------------	------------------	--------------------

ひと足先に
ふるさとのたより。
ご贈答、おみやげに
味の逸品。

菓酪総房 花菜っ娘



房洋堂
全国銘菓組合加盟店

千葉・市原・木更津・君津・富津・館山・鴨川

TEL0470(23)5111
<http://www.boyodo.co.jp/>

厚生労働省から事業主の皆さまにお知らせ

◇雇用保険の適用範囲が

拡大されました！

短時間就労者の方、派遣労働者の方の雇用保険の適用範囲が平成22年4月1日から次のとおり拡大されました。
①31日以上の雇用見込みがあること

②1週間当たりの所定労働時間が20時間以上であること
※4月1日以前から引き続き雇用されている方については、4月1日時点において、31日以上の雇用見込みがある場合には、加入していただくことが必要です。

※適用要件に該当する労働者の方を雇い入れた場合（4月1日以前から引き続き雇用され、新たに加入していただくこととなった場合も含まれます。）には、公共職業安定所に対して雇い入れた日の属する月の翌月10日までに雇用保険被保険者資格取得届を提出する事が義務づけられています。
※雇用保険に加入した場合には、公共職業安定所から事業主を通じて雇用保険被保険者証等を交付することとしています。事業主の皆さまは、「雇用保険被保険者証」および「雇用保険被保険者資格取得確認

雇用保険率表（平成22年4月1日改定）

事業の種類	平成21年度 (確定保険料の計算に使用)			平成22年度 (概算保険料の計算に使用)		
	保険率	事業主 負担率	被保険者 負担率	保険率	事業主 負担率	被保険者 負担率
一般の事業	11/1000	7/1000	4/1000	15.5/1000	9.5/1000	6/1000
農林水産清酒製造の事業	13/1000	8/1000	5/1000	17.5/1000	10.5/1000	7/1000
建設の事業	14/1000	9/1000	5/1000	18.5/1000	11.5/1000	7/1000

「通知書」を確実に本人に渡していただくようお願いいたします。

◇雇用保険料率のお知らせ

労働保険料の算定に使用する雇用保険料率は表のとおりです。保険料算定の際はお気をつけください。
※被保険者負担分について

①平成22年度の算定基礎となる賃金から新しい料率で負担いただくこととなります。
②平成21年度までに支払うことが確定した賃金は、確定保険料算定基礎に含まれます。
※雇用保険に関するお問合せは、千葉労働局（TEL 043-2221-4317）または、ハローワーク館山（TEL 22-2236）まで。

商工会議所福祉制度 キャンペーンのお知らせ

館山商工会議所では、『福祉制度キャンペーン』を6月30日まで実施しております。

このキャンペーンは、会員の皆様に『商工会議所福祉制度』を広くご理解いただき、事業所の福祉向上にお役立ていただくことを目的としています。『商工会議所福祉制度』は、経営者・役員の方々の皆様の保障や退職金準備のほか、入院・介護・老後に備えた様々な保証ニーズにお応えするものです。
当所の職員やアクサ生命の担当社員がお伺いした際には、是非ご協力いただきますようお願い申し上げます。



www.axa.co.jp/life/

LITP 低払いもどし金型定期保険

FairWind

フェアウィンド

在任中は死亡保障として、勇退時は解約時の払いもどし金を利用して退職慰労金としてもご利用いただけます。

ご検討の際は「商品パンフレット」「ご契約のしおり」「重要事項説明書（契約概要）」「重要事項説明書（注意事項情報）」を必ずご覧ください。

アクサ生命は、商工会議所と協力し、会員事業所の各種ニーズ（甲財金・見舞金制度、退職金制度、リスク対策や事業承継など）を共有制度／福祉制度でサポートしています。また、経営者・従業員の皆さまの個人の自助努力による医療保障、生活保障、財産形成などのニーズにお応えする各種プランもご用意しています。
貴事業所でも、ぜひ商工会議所の共有制度／福祉制度の活用をご検討ください。

千葉支社 木更津営業所
〒292-0838 木更津市潮浜1-17-59
TEL0438-37-9953

アクサ生命保険株式会社
redefining / standards

充実した設備と 細かいサービス

大型カラー印刷機完備!!

- チラシ・パンフレット印刷
- オンデマンド印刷
データ入稿～印刷～製本
- 記念誌・自分史・郷土史
写真集・自費出版 etc...

お気軽にお問合せください

株式会社 集賛舎

館山本社・館山工場
館山市山本226 〒294-0014
電話0470-22-2277 FAX0470-23-2278

千葉支社（経営本部）
千葉市中央区生実町2498-8 〒260-0813
電話043-300-8661 FAX043-300-8665

東京オフィス
東京都港区元麻布3-10-8 〒106-0046
電話03-5414-6567 FAX03-5414-6568

SHUSANSHA

青年部の窓

4月20日(火)館山商工会議所2階大ホールにて、青年部4月定期総会を開催いたしました。

高橋会頭をはじめ、関副市長、秋山県議など多数の来賓のみなさま、諸先輩方の出席を賜り、部員39名(委任状含む)の出席のもと、提出された議案すべて満場一致で可決したことを報告いたします。

今年度のスローガン「人間力」その先の笑顔へ」を合言葉に、亀田雅弘新会長の力強い挨拶は本年度充実した年度にする決意を新たにしました。

亀田新会長のもと、青年部員一丸となつて本年度の事業をより良くする為に邁進し、行政や地域の方々との連携を



とり、未永く継続できる事業を構築しましょう。
どうぞよろしくお願い致します。
総務親睦委員長 望月修



食事・売店・お土産 館山城・城山公園

里見茶屋

館山市館山236 TEL24-7211
営業時間 9:00~17:00
<http://satomichaya.awa.jp/>

第9回「しゃくやく祭り」
盛大に開催!

本年度第9回目を迎える『しゃくやく祭り』が、4月29日六軒町諏訪神社を会場に開催された。

この祭りは、しゃくやく祭り実行委員会の主催、諏訪神社奉賛会の主管、銀座商店街(振)・六軒町本通り商業会・六軒町連合町内会が後援し、「街の活性化」、「青少年の健全育成」、「観光たてやま」の実現を目指し取り組んでいる。

当日は天候にも恵まれ、恒例となった勇壮な祭囃子の太鼓でオープニングとなった後、高橋会頭、金丸市長は



め多数の来賓が列席して開会式が行われた。大人気で長蛇の列ができるしゃくやく切花プレゼント、特設ステージ上ではフラダンス、よさこいソーラン、津軽三味線、富くじ抽選会、祭り囃子といった盛りだくさんのアトラクションが披露され、境内では館山銀座手づくり甲冑の会による体験着用、露天市や激安!居酒屋が来店された。
諏訪神社を中心に六軒町地域はお祭り気分が終日賑わった。

天保年間創業・通産大臣賞受賞・全国伝統的工芸品
千葉県指定伝統的工芸品 (小糸の煙火)

(有) 福山花火工場

代表取締役 福山 一郎

千葉県君津市外箕輪 4丁目10番20号
☎0439 (55) 7033

ふるさとの味覚を自由に
詰め合わせて

南房総GIFT

館山商工会館 物産展示場

商工会議所の検定試験は 21世紀をリードするあなたをサポートします

商工会議所の各種検定試験は、年間で約100万人の方々が挑む大規模なものです。「商工会議所法」に基づいて、統一的な基準で全国的に実施しており、企業の人材育成に貢献しています。受験者は、小学生から中・高・大学生、会社員、主婦、高齢の方まで幅広く、社会人として活躍するための知識や技能習得の為、また、自分自身のステップアップに役立てるために活用されています。

平成22年度の検定試験に関する詳細は下記の通りです。是非ご活用ください。

資格をとって自分力を高めよう！ 各種検定試験のご案内

検定試験	施行日	申込受付期間	受験料(円)	お問合せ先	
簿記	125回	6月13日(日)	4月21日(水)～5月12日(水)	1級 7,500	館山商工会議所 http://www.tateyamacity.or.jp TEL 0470-22-8330
	126回	11月21日(日)	10月1日(金)～10月20日(水)	2級 4,500	
	127回 ※1級施行なし	2月27日(日)	1月11日(火)～1月26日(水)	3級 2,500 4級 1,600	
珠算 暗算 段位	189回	6月27日(日)	4月19日(月)～5月12日(水)	1級 2,040 2級 1,530 3級 1,330	
	190回	10月24日(日)	8月23日(月)～9月15日(水)	4～6級 920 7～10級 820	
	191回	2月13日(日)	12月6日(月)～1月11日(火)	段位暗算 2,550 820	
販売士	66回 3級	7月10日(土)	5月24日(月)～6月16日(水)	1級 7,140 2級 5,500 3級 4,000	
	38回 2級	10月6日(水)	8月20日(金)～9月8日(水)		
	38回 1級	2月16日(水)	12月16日(木)～1月19日(水)		
	67回 3級	2月16日(水)	12月16日(木)～1月19日(水)		
ビジネス 実務法務 (2・3級)	27回	7月4日(日)	4月20日(火)～5月21日(金)	2級 6,300	東京商工会議所 検定センター http://www.kentei.org/ TEL 03-3989-0777
	28回	12月12日(日)	9月28日(火)～10月27日(水)	3級 4,200	
福祉住環境 コーディネーター (2・3級)	24回	7月11日(日)	4月27日(火)～5月28日(金)	2級 6,300	
	25回	11月28日(日)	9月14日(火)～10月13日(水)	3級 4,200	

新入職員紹介

4月1日より新しい職員が入所いたしました。皆様のお役に立てるよう頑張りますので、よろしくお願いいたします。



総務課総務係
石井 佑典
(いしい ゆうすけ)

臨時職員の紹介

館山市からの業務委託を受け、当所において本年度実施する、「街なか情報発信」業務を担当する臨時職員です。皆様の事業所をご訪問させていただきまますので、どうぞよろしく願いたします。



プロデューサー
草間 茂
(くさま しげる)



アシスタント
吉野 美絵
(よしの みえ)